

エバーニュース

EVER NEWS

vol. 7

平成26年10月15日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 近隣関係について
- 無料相談会のご案内
- [連載] 情報の流出について
- 料金のご案内／事務所のご案内



エバー総合法律事務所



近隣関係について

第7回は近隣関係についてです。

近隣関係の法律問題としては、土地の境界、道路の問題、マンションの騒音問題など様々な問題があります。

民法という法律では、たとえば建築をする場合の隣地の使用や境界標、境界塀、通行権などについて定めがあります（相隣関係）。しかし、制定された時期がかなり古いので現代の事例にはそのままあてはまらないことも多く、むしろその趣旨に沿って解決していくというのが実態です。バブルの際には、都市部では数センチの差も多額な評価につながったので、争いも多くなりました。現在でももちろん争いになることはありますが、解決方法も裁判所以外の紛争解決制度もでき、境界に関するトラブルも減少しているのではないかと思います。境界の判断については、現況や過去の状況が重要な資料となりますが、不明な場合には過去の航空写真も参考になることがあります。

道路の問題は、大きく大別すると、通行等の現実の使用の問題と、建物を建てる時の建築確認に必要な接道義務の問題があります。これについてはまた複雑な問題でもありますので、別の機会に述べたいと思います。

マンションの騒音問題も含めて隣家とのトラブルについては、当事者間で譲り合って解決できればよいのですが、紛争がエスカレートする場合には、民事調停という裁判所での話し合いという方法もあります。話し合いがつかずご自分の意志を通したいというのであれば裁判ということになりますが、騒音など、財産的損害がそれほど発生しない場合は精神的損害としての慰謝料を求めることとなります。ただ、騒音の被害の立証については、その音の発生原因、レベルの程度や頻度の問題もあり、現実にはなかなか困難なことも多く、立証ができても賠償額としては低く抑えられることが多いのが現実です。借家であれば引っ越せばよいのですが、持ち家であるとそうもゆかず、悩ましい問題です。また物件を売却する際にも、買主に伝えるべき情報として必要となることがあります。もちろん、トラブルすべてというわけではありませんし、その原因やトラブルの質によるかと思いますが、深刻な状況であり、しかも買主にも影響が及ぶような場合には、売主の説明義務あるいは情報提供義務として問題となることがあります。

INFORMATION

無料相談会のご案内

10月21日(火)、10月27日(月)、11月4日(火) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



事業者の方へ 情報の流出について

企業活動におけるコンプライアンス（法令遵守）の重要なものとして、個人情報や取引に関する情報の管理があります。いわゆる個人情報保護法によって、企業は、取得や利用について予め個人の同意を得るようにと規制がされており、情報管理に関する従業員の監督も行わなければなりません。これまでにあった事例ではパソコンや記録メディアでの持出、コンピューターウィルス感染、不正アクセスなど、デジタルデータ化やネット社会を反映した事案が増大しております。社員による大量の顧客情報の売却事件もまだご記憶にあることと思いますが、外部からの侵入は物理的にシャットアウトできても、内部からの過失や故意による流出など、人的被害の可能性もあります。対策としては、インターネット対策、情報へのアクセス制限、情報媒体に応じた管理方法など、多面的な対策が必要です。人的管理については、雇用関係に基づく管理方法の検討となりますが、退職時の対策についても検討が必要です。退職時に誓約書等で守秘義務を課しても、新しい勤務先で、あるいは独立の際の営業活動として、たとえば顧客情報などを利用することで、トラブルになることがあります。情報漏えい者に対する賠償請求以外に、利用先に対する損害賠償請求の方法は不正競争防止法に基づく場合と、営業妨害を理由とする場合があります。不正競争防止法での「不正競争」には多くの類型があり、情報に関連するものとしては「営業秘密」に関するものが問題となります。「個人情報」＝「営業秘密」となるわけではありません。守秘義務の場合の秘密もほぼ同じ観点から問題となりますが、①「秘密」としての管理（アクセス制限や認識）、②秘密としての有用性・価値、③非公然であることが「営業秘密」としての目安といえ、それを侵害する場合には賠償請求が認められやすいといえます。

一方で営業妨害としての賠償請求については、競業避止義務や守秘義務との関係で、具体的な情報の持出態様や、その利用程度が問題となり、必ずしも「秘密」ではなくとも程度・内容によって賠償義務が認められることがあります。

情報漏えいによる被害賠償については、情報の質や量などによって異なり、例えば氏名等のような具体的被害に結びつきにくい場合などは商品券など軽微な補償で済む場合もありますが、実害が発生する場合は多額の賠償責任につながることもあります。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 043-225-3041

法律顧問料

- **個人事業の場合** 標準月額 2万円（消費税別途）から
ただし、個人サポートの場合には月額5000円プラス消費税
*サポート対象かどうかについては、ご相談ご予約内容によって判断させていただきますのでお気軽にご相談ください。生活に関することや、事業でも小規模な不動産賃貸の場合にはサポートにて対応しております。
- **法人の場合** 標準月額 3万円以上（消費税は別途）
*需要に応じてご相談によって決めさせていただきたいと思えます。通常は1社あたり3万円から5万円が最多価格帯（消費税別途）となっております。

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。
基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 交通事故

たとえば1000万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	50万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 100万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

*なお、交通事故による賠償請求ではご加入になっている保険契約で、弁護士特約にご加入になっている場合には、免責額を除いては、保険による対応となります。

3 離婚

たとえば、離婚のみの場合には、調停から始まることとなりますが、

調停着手金	30万円プラス消費税
預り金	5万円
報酬	30万円程度（調停のみにて終了した場合です）

*離婚については、親権、財産分与、養育費、婚姻費用分担、年金分割、面会交流などの各オプションがつくことが多いですし、また訴訟に移行する可能性も高いといえます。そのため、目安としては、着手金は30万円から50万円程度（消費税別途）、預り金は5万円から10万円程度、最終的な報酬としては30万円から50万円程度（消費税別途）という目安になります。

4 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

5 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を

